

子ども・子育て支援政策担当者学習会を開催

～誰もが安心して子どもを産み、育てられるよう、子ども・子育てを社会全体で考える～

民主党政権時、子ども・子育てビジョンが策定され、子ども・子育て支援に向けた制度設計を進められてきました。2012年6月には民主、自民、公明の3党合意のもと、8月には「子ども・子育て関連3法」が成立し今年4月に新制度がスタートします。連合は男女がともに安心して子どもを産み育てられる環境づくりに向け、子ども・子育てを社会全体で支える第一歩として着実な施行に向けた支援体制を求めています。

2月28日、群馬県労働福祉センターにて、子ども・子育て支援 地協政策担当者学習会を開催し、労働者・利用者を代表して各行政の審議会へ参画している「子ども子育て会議」委員の方をはじめ、産別・地協・議員懇など33名が参加しました。

連合本部・生活福祉局の平川局長より「障がい児など特別な支援が必要な子どもを含め、すべての子どもが対象であり、育てられる条件や、子どもが健やかに育つ環境の整備が社会の責任である。誰もが安心して子どもを生み、育てられるよう、子ども・子育てを社会全体で支える仕組みを構築していかなければならない」と述べられ、「子ども子育て支援新制度の施行に向けた事業計画の検証など『取り組みの14のポイント』」について説明がされました。



地協から子ども・子育て会議の委員に選出されている参加者からは、「少子化が進み子どもの人数が減ってしまっており市立の幼稚園経営が厳しい状況になっている。」「現状、放課後児童クラブの支援員や環境に課題があり市の中でも重点的な議論を行っている」など地域事情による課題の提起や、「政府が消費税率10%を先送りしたことで財源確保が難しくなったが、知識だけでなく経験や責任など質を高めるために、保育士・幼稚園教諭・放課後児童クラブの常勤職員などの処遇改善・職場環境の改善を進め離職率を低くするための根本的な取り組みが必要になっている」など活発な意見や質問があげられました。

3.8国際女性デーより一層女性が活躍できる職場づくり

3月7日、群馬県労働福祉センターにて、3.8国際女性デー「はたらく女性の活躍促進セミナー」を産別・地協・一般参加者など132名が参加し開催しました。

冒頭、吉田副会長より「男女平等課題は、少しずつ前進しているが、劇的に改善されているといったものではない。私達、一人ひとりが多様性をきちんと認め、互いに尊重するということを地域・職場で実践できるかが、もっとも大切である。」と挨拶がありました。

その後、群馬労働局雇用均等室の松本室長より、非正規で働く人たちが意欲や能力を十分に発揮でき、均等・均衡待遇の確保を推進する、改正パートタイム労働法のポイントと国会で審議をしている女性活躍推進法案について説明がありました。



続いて、県内初の女性市長である茂木市長より「女性の活躍推進に向けて」をテーマに自身の経験談を交え、「女性が活躍できる社会を作るには空気作りが大切。仕事や活動が続けることに価値がある。いろいろとチャレンジしていただきたい」と話されました。参加者は熱心に聞き入っていました。最後に、「職場を点検！男女間格差をなくそう」をテーマとし、男女平等社会の実現を目指すことを参加者全員で採択しました。

組織拡大 ～1000万連合 連合群馬12万5千人に向けて～ 「キックオフ宣言」から1年



「連合群馬12万5千人」に向けて、産別・地協・県連合の役員が一丸となって取り組むことを確認した、『1000万連合実現キックオフ宣言』から1年が経過しました。

連合群馬は定期大会で重点活動の第1項目として『組織拡大・組織強化』を掲げ、さまざまな取り組みを行っています。

これまでの電話相談は役職員の全員体制で対応しており、組合づくりにおいては、相談者から「労働組合を作りたい」というダイレクトな相談が主流であり、初期相談を事務局で担っていました。しかし、会話の中で相手の状況を探りながら、労働組合の重要性を伝え組合づくりに結び付けることが重要であることを認識し、組織アドバイザーによる直接受ける体制を整えました。

また、より親身に顔の見える労働相談センターとして、毎週木曜日に前橋・高崎・太田地協で面談による相談を始めています。

労働相談から産別と連携し2単組が結成され、すでに産別移行されており、現在も組合の結成に向け活動

中です。

このような中ではありますが、組織人員調査（1月末）では94,072名となり、昨年比-152名と減少しました。組合数においては脱退・解散があるものの3組合の増加となっています。

再確認しよう！組織拡大目標は2020年9月までに現在より、プラス3万人。結成以来過去最高の組織人員【12万5千人】を目指すこと。2017年末は結成時の人数を上回る11万5千人、プラス2万人です。

労働相談からまず地域の未組織労働者に多く接することができるよう取り組みを進めています。そして、それぞれの組織で働く非正規労働者を仲間にするよう運動を展開していくこと、一番近いグループ企業や関連企業をターゲットに見据え、目標達成の足掛かりにしましょう。

産別・単組、地協、県連合が行動を起こせば、決して無理な数字ではありません。

「すべての県民が安心して暮らせる地域社会の実現」に向け積極的な行動を進めよう！



アドバイザー奮闘中

ある月のアドバイザー活動を記してみた。

この月の2週間は、特に面談相談が多かった。内容は明らかにできないが、以前、労働組合役員をしており、労働組合の重要性を認識した上で、息子の長時間労働と未払い賃金の相談。また、県内各地にある小売業の従業員からの「組合を作りたい」との相談に、アドバイザーの士気が更に上がる。もちろん、ここに記載しているものだけではなく、ユニオン加盟の労組役員と春闘交渉の情報交換や労組情報の作成、会社からの回答を精査するなど多岐にわたる。

こんな一幕も…打合せで、数日前の面談相談2件の状況報告中に2つ相談内容が入り交り、課題が山積みなのが分かる。もちろん、びっしりと書かれたノートを再確認し、次に繋げるために打ち合わせを行った。

X月の2週間カレンダー

月	火	水	木	金	土	日
23 13時 Y氏 解雇対応 15時 担当者 打合せ	24 9時 Y氏対応 (社長と 交渉) A・T	25 電話対応 K	26 電話対応 10時 面談相談 A	27 電話対応 T	28 K労組執 行委員会 対応 TとA	29 10時 高崎で 面談相談 T
30 電話対応 A・K	31 10時 安中で 面談相談 T	1 I労組と 打ち合せと 発送作業 K	2 18～21時 H労組執 行委員会 T・K	3 10時 前橋で 面談相談 A	4	5

労働相談
新聞広告日

※アルファベットは担当アドバイザー

通常の倍の電話相談の対応に追われる！



ユニオン加盟のH労組執行委員会

なんでも労働相談対応中

アドバイザー こんな人



連合結成当時を知る高橋アド。運輸労連出身。アドバイザー歴9年。

裏顔：時間が空けば「農園づくりとマラソン」に勤しむ



労働問題もパソコンもなんでも知る神田アド。UAゼンセン出身。アドバイザー歴1年。裏顔：グルメ通。あそこへ行くとはこのお店！が合言葉



やさしい口調の裏にも真がある阿部アド。電力総連出身。アドバイザー歴2年。裏顔：日本酒を好むが今はほとんどに

いまさら聞けない……教えます！

A 連合群馬ユニオンとは

Q 加盟組合（個人加盟）は、群馬県内で働く労働者の団結と互助の精神により、組合員の労働条件の維持改善と相互扶助をはかることを目的とし、直ちに産別加盟することができない組織や、会社に組合がない個人が加盟しています。

個人加盟は、個人の解決に留まってしまい、職場環境改善には結びつくことが難しく、労働組合を結成して「集团的労使関係」を築き継続的に改善を目指します。



職場で活用できるよう学校で労働教育の知識を!!

教育委員会申入れ
全国で展開!

連合が行っている相談ダイヤルには、若年労働者から多くの訴えが寄せられ、雇用契約締結の有無をはじめ、労働基準法などの労働法制や相談先、あるいは労働組合に関する知識を活かすことができず、不利益を被っているケースがあり、近年の『ブラック企業』の問題は、一部経営者のワークルールに対する認識の欠如と、若年労働者の知識・情報不足、労働教育の不十分さが背景にあると考えられています。

連合が掲げる「働くことを軸とする安心社会」は基本的人権が尊重され、ディーセントワークが保障される社会であります。学校において、働くことや労働組合の意義、ワークルールや労働安全衛生に関する知識を確実に身に付け活用できる環境整備が必要であり、本部では文部科学省との意見交換や要請行動を行っています。都道府県の教育委員会に対し労働教育の推進とその知識を活用できるよう、要請行動を全国で展



開することになりました。

連合群馬は3月2日、群馬県庁において、群馬県教育委員会坂本壽枝委員長と吉野勉教育長に「学校における労働教育のカリキュラム化の推進に関する要請」を行いました。

教育委員会からは「小学校から高校までの過程で、社会人としてはたらくこと、ワークルール、税、選挙など必要な知識を身に付けることを一緒に進めていきたい。」との意見をいただきました。

要請内容

1. 労働教育のカリキュラム化の推進について
2. 学校における労働教育の充実について
 - (1) 教員がロールプレイやワークショップなどの手法を研究する、あるいは出前講座を受け入れるための時間を確保するなど、働くことの意義や知識を学び活用するための条件整備を行うこと。
 - (2) 労働組合役員やOB・OGなど外部講師による出前講座や職場見学の機会などを含め、働くことの意義や知識を学ぶ時間を設定すること。

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に に対する総合対策を求める署名 ご協力ありがとうございました!

昨年11月から展開した「難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的な対策」を求める署名は、産別・地協・議員懇・高退連などの協力により、



43,713筆を集約しました。

2月10日には、群馬県難病団体連絡協議会へ渡しました。

全国から集まった署名とともに5月には国会へ提出される予定です。



賃金の「底上げ・底支え」の実現を…

地域ミニマム運動

従業員300人以下の企業を対象に、生活できる最低の賃金を地域毎に設定し「設定値以下の賃金水準の労働者を無くす」ことを目的にした地域ミニマム運動に取り組んでいます。

2015連合群馬地域ミニマム金額の設定値

年齢	地域ミニマム金額 (円)
18歳	154,600
20歳	160,000
25歳	175,700
30歳	191,300
35歳	206,900
40歳	222,500

衆議院議員 宮崎タケシのマジメひとすじ

NO.2

通常国会が始まって約1カ月。

いまは「一年で最大のヤマ場」である当初予算案の審議まただ中です。

与野党攻防の主戦場である予算委員会は、国会でも一番の花形です。17ある常任委員会のうち、予算委員会と私の所属する議院運営委員会の両委員長だけは「大臣級ポスト」。総理が出席したり、NHKでテレビ中継されたりするケースも数多くあります。

今回はその予算委員会のさなか、西川公也農林水産大臣の政治献金疑惑が噴出。

民主党などが予算委員会で厳しく追及したことから、つ

いに2月23日、大臣が辞任に追い込まれました。

実は翌24日には、私にとって初当選以来初めてとなる、予算委員会での質問が予定されていました。しかし、西川大臣の辞任により国会が混乱、私の質問は吹っ飛んでしまいました。ただ、混乱は短期間で収まり、翌25日には改めて質問の機会を得ることとなりました。

10月に被用者年金の一元化が予定されていることから、私は質問を通じ、年金積立金の運用のあり方や天引き問題について、政府にただしました。

国民に安心を与える年金制度の実現に向け、ささやかながら役割を果たせたと思っています。

なお、疑惑がささやかれている大臣は他にもおり、「政治とお金」の問題での与野党の激突はさらに激しくなりそうです。

(2月28日寄稿)





労働組合の政治活動を再認識しよう!

2回シリーズ その2 (終)



私たちの政治活動は大丈夫なの?

公職選挙法で私たちが日頃行っている「政治活動」と「選挙運動」を区別しており、選挙運動には制約を課しています。

私たちが行う政治学習会や後援会加入活動は政治活動であり制約はありません。※ただし、選挙運動の3要素については制約があります。



☆候補者や政党を決めるにあたり参考にしたもの

労働組合役員からの働きかけ	50.9%
労働組合のチラシやビラ	45.3%
労働組合の集会	30.3%
もともと決まっていた	28.7%
テレビや新聞などの報道	17.4%

この結果を見ても、組合員にとって投票行動を決める理由・参加になるものは労働組合の取り組みであることが分かります。

組合の推薦候補者を当選に導きだすためには、組合役員による組合員への活動が大きな影響を与えています。

☆連合の器材（「投票に行こう!」）の効果

配布され投票のきっかけになった	37.7%
配布されたが特に何も感じなかった	45.0%
取り組みを知らなかった	14.3%

器材の有効性について「きっかけ」となっていることが分かった。

組合員を中心に2013年11月に行った政治アンケート結果から



具体的に何ができるの?

公示（告示）前に、1. 政治上の主義や政策を推進・支持すること、2. 候補者を推薦・支持すること、3. 推薦した候補者の名前を通常の方法で組合員に知らせることは政治活動にあたります。



インターネットを活用していいの?

2013年7月の参議選からインターネットを使った選挙運動が解禁されました。HPやブログは問題ありませんが、電子メールは候補者および政党等しか利用できません。公示前のWEBサイトを利用した政治活動は自由。

公示後のHP、ブログ、FB、ツイッターでの投票呼び掛けは自由です。



「安心して働きたい・暮らしたい」
「第18回統一地方選挙に向けて!!」

2月号と、今月号の2回に渡ってお伝えしてきました、「労働組合がなぜ政治活動か?」「労働組合の政治活動を再認識しよう」について如何でしたか? 私たちの生活は、法律や条例をはじめとする様々な制度や、国の金融政策・経済政策などの影響を受けています。当然のことながら、これらによって受ける影響は、職場内・企業内では解決できません。従って、政治活動に取り組むことは、労働組合の政策を実現させるために必要な取り組みであり、ひいては働く仲間の生活向上に繋がることとなります。

現在、連合群馬には38名の議員懇談会会員がおりますが、その内22名が4月に改選期を迎えることとなります。連合群馬としても、多くの産別・単組や地協が今後選挙戦に臨むにあたり、2月14日にコンプライアンス学習会を開催し、「透明性のある選挙活動に取り組む上で、法令遵守と社会的模範となる政治・選挙活動の徹底」に向けて、講師を招いて公職選挙法について学びました。

労働組合の政治活動は、昭和43年の最高裁の判決の中でも「……現実の政治・経済・社会機構のもとで、労働者がその経済的地位の向上を図るにあたっては、単に対使用者との交渉に求めても十分にその目的を達成することは出来ず、労働組合がその目的を達成するために必要な政治活動・社会活動を行うことを妨げるものではない……」として、労働組合が政治活動を行うことが「合憲」として認められています。

働くすべての人の完全雇用と働きがいや生きがい、豊かな生活を求め、あらゆる分野で民主的な取り組みを行い、私たちの活動は諸先輩方から今日に引き継がれてきました。

また、外交問題や地球環境問題、老後や医療の問題、前回お伝えした年金積立金問題についても取り組まなければならない課題が山積しています。未来の大人たちに働きやすい、住みやすい社会を残していくことは現代の私たち大人の努めではないでしょうか? 労働組合の一員として、積極的に政治活動に参加し、自分の問題として関わっていくことが大切です。

(高草木)